

2 8 陳 情 第 3 3 号	原発事故避難者への住宅支援に関する陳情
付 託 委 員 会	防災等安全対策特別委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 8 年 6 月 2 日 受 理、平成 2 8 年 6 月 1 0 日 付 託
陳 情 者	新宿区北新宿 _____ _____ 代 表 _____

## ( 要 旨 )

- 1 新宿区において原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援を延長してください。現在の入居者に対して 2 0 1 6 年度末で退去を迫らないでください。
- 2 新宿区において原発事故による避難者へ公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保をご支援ください。空家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけしてください。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立することへの働きかけを国、福島県に対し行ってください。

## ( 理 由 )

政府の原子力災害対策本部は、昨年 6 月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の 2 0 1 7 年 3 月打切り、精神的賠償の 2 0 1 8 年 3 月打切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率でわずか 2 年間で終えようとするものでした。

しかし、多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望しています。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきました。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で規定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要です。

よって、上記事項について陳情します。